⑵　無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

⑶　無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

⑷　無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し

□譲渡人が法人であるときは、その定款

□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

６　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　該当する□にレ印を付けること。

３　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　第20条の２に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第７項及び第８項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。